

# 第1章

計画策定にあたって

## 第 1 章 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が相対的貧困の状態となっています。その後、平成28（2016）年国民生活基礎調査における子どもの貧困率は13.9%、令和元（2019）年国民生活基礎調査では13.5%と、過去最悪だった平成25年調査からは改善しているものの、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあるという状況が続いています。

特に子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち大人が1人である世帯における貧困率は平成25年調査54.6%、平成28年調査50.8%、令和元年調査48.1%と、2人に1人が貧困状態にあるという非常に厳しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成25年6月、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、平成26年8月には基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するため、市町村における計画策定の努力義務が明記され、新たな大綱も閣議決定されています。

この新たな大綱制定に向けて開かれた「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、「今後の子供の貧困対策の在り方について」という提言が出され、この中で、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等について評価する一方で、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあること、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭の貧困率に比べて減少幅が小さいこと、地域による取組の格差が拡大してきたことなどが挙げられています。

さらに、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされてしまうのを食い止めるためには、家庭の経済的な課題解決だけでなく、現在から将来にわたって全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要であること、貧困の状況にある家庭では様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいため、子どもの貧困問題の解決にあたっては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があることが指摘されています。

また、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」とされており、2030年までに達成すべき17の「持続可能な達成目標（SDGs）」の一つに「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」が掲げられています。

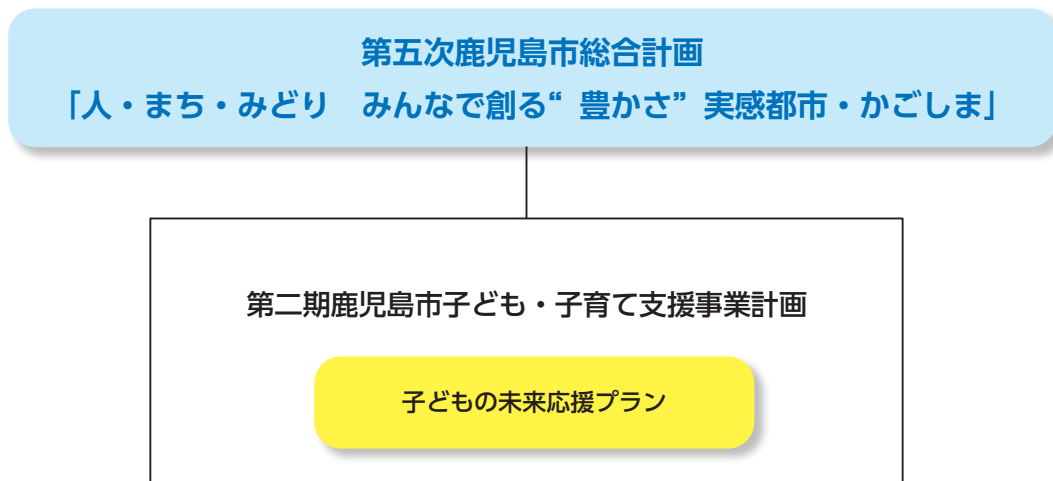
そして現在、新型コロナウイルスによる社会生活への影響が生じている中、今後、さらに多くの子育て家庭が様々な困難に直面することが予想されます。コロナによる家庭への影響は均一ではなく、より大きな影響を受けやすいのは以前より社会的に弱い立場に置かれていた子どもやひとり親家庭などであることから、支援を検討するにあたっては、各家庭の状況に応じた柔軟な対応が求められています。

このようなことから、本市においても、改正法の趣旨も踏まえつつ、今後の子どもの貧困対策をこれまで以上に効果的に推進するため、この度、子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を策定いたします。

## (2) 計画の位置づけ

本プランは、令和元年6月に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（第9条第2項）に基づく、市町村における子どもの貧困対策計画として策定するものです。また、本市では、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今回策定する本プランについても、子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していく必要があり、またそれぞれの取組が共通していることから、本プランの推進が本事業計画全体を先導的に推し進めることにつながるため、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」にリーディングプロジェクトとして追加で位置付けることとします。

※リーディングプロジェクトとは、計画に掲げる各施策・事業において、特に先導的かつ重点的に取り組むべきものを指す。



## (3) 計画期間

この計画は、令和3年度から令和6年度までの4か年計画とします。

### 【参考】「子ども」と「子供」

本プランでは「子ども」という表記で統一しますが、国の大綱及び有識者会議においては「子供」と表記されていることから、国が使用している名称に関しては「子供」と表記しています。

## 参考 「子どもの貧困率」について

### ●子どもの貧困率

子ども（18歳未満のもの）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

### ●ひとり親世帯の貧困率

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が1人の世帯の貧困率

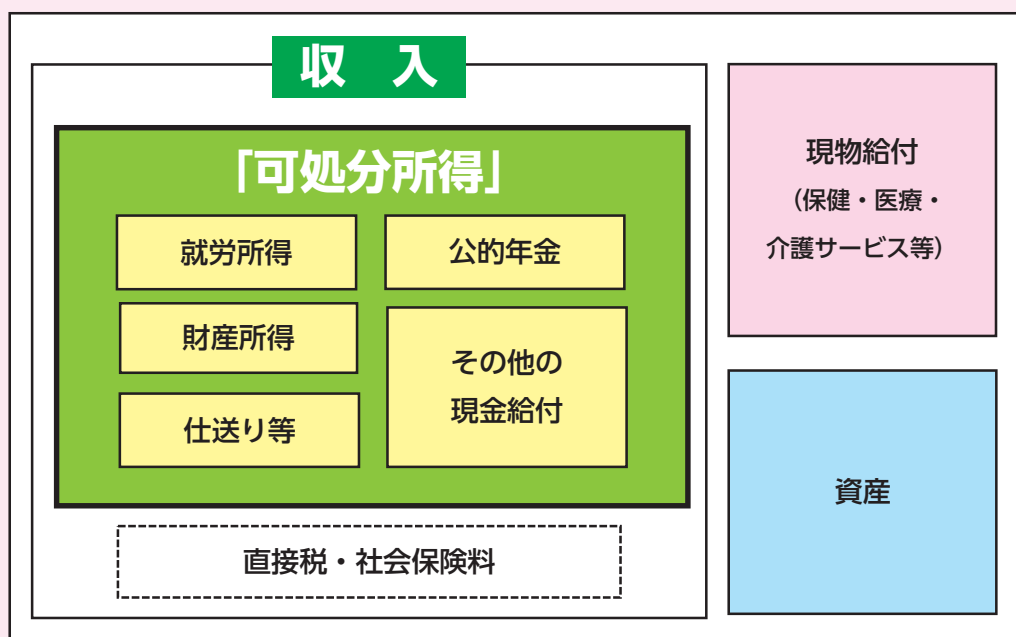
### ●等価可処分所得

世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標です。

世帯の可処分所得は各世帯の世帯人員数に影響されるため、世帯人員数で調整する必要があります。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストは割高になることを考慮する必要があるため、「世帯の可処分所得÷世帯人員数」と単純に世帯人員数で割ることはできません。そのため、世帯人員数の違いにより調整するにあたっては、世帯人員数の平方根で割る方法がとられています。

### ◆可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入のこと。預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しません。



## ◆等価可処分所得の算出（可処分所得が400万円の場合）

2人世帯 ➤  $400\text{万円} \div \sqrt{2} = 283\text{万円}$

3人世帯 ➤  $400\text{万円} \div \sqrt{3} = 231\text{万円}$

4人世帯 ➤  $400\text{万円} \div \sqrt{4} = 200\text{万円}$

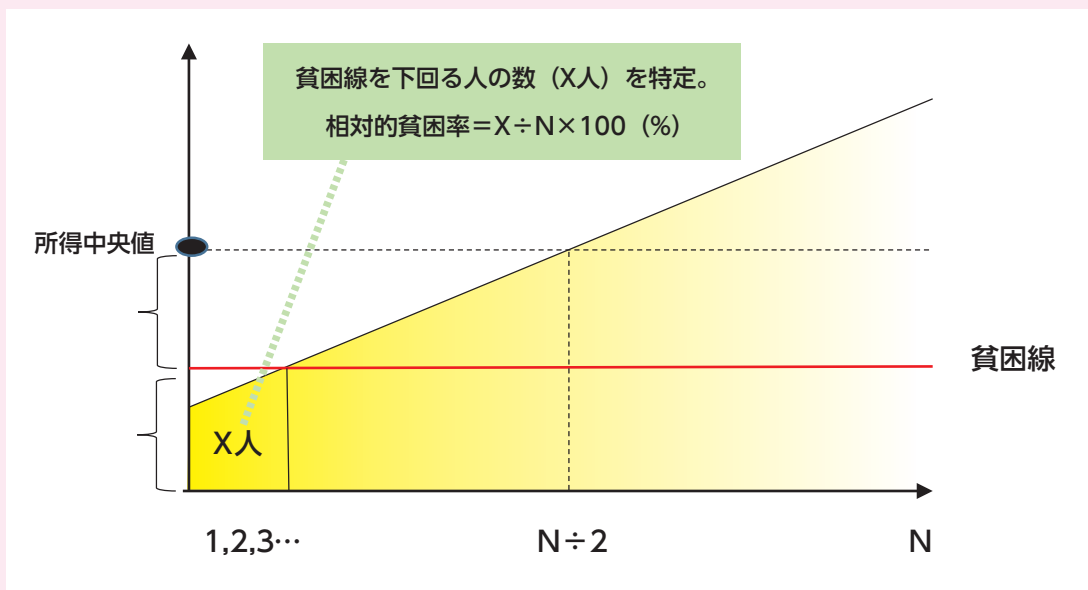
可処分所得400万円の2人世帯は、可処分所得283万円の単身世帯と同じ生活水準ということになります。

## ●貧困線

全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得（所得中央値）の半分の額をいいます。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は相対的貧困にあるとされ、その割合を相対的貧困率といいます。相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれており、相対的貧困率は、格差の議論で用いられる指標の1つとして用いられています。

## ◆貧困線・相対的貧困率の考え方



全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べる。ちょうど真ん中の人の等価可処分所得が「所得中央値」、その半分の額が「貧困線」となる。貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人（X人）の全体（N人）に占める割合を「相対的貧困率」という。